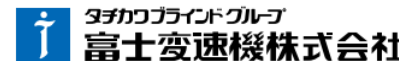


関係各位



立川ブラインド工業株式会社による弊社完全子会社化 に関する株式交換契約締結のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は2024年8月1日、親会社である立川ブラインド工業株式会社による弊社完全子会社化に関する株式交換契約を締結致しましたのでお知らせ致します。

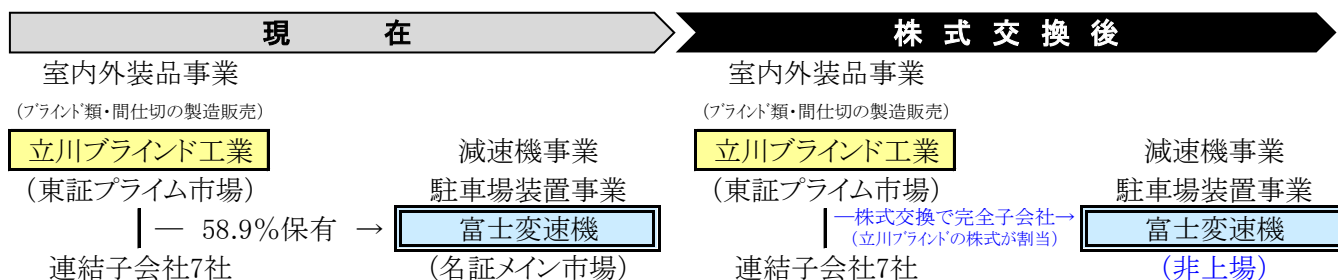
株式交換の効力発生は、本年9月27日開催の弊社臨時株主総会でのご承認を得た上で、本年10月28日となる予定であり、これに先立ち10月24日付で弊社は名古屋証券取引所において上場廃止となる予定で御座いますが、弊社が営んでおります減速機・駐車場装置事業におきましては販売・生産・保守・開発とも異動事項御座いませんで、今後とも変わらぬご愛顧を賜ります様宜しくお願い申し上げます。

1. 概要

① 株式交換の概要

弊社の株式全てを現在 58.9%保有の親会社である立川ブラインド工業が発行する普通株式と交換する事により、弊社は立川ブラインド工業の完全子会社となり、弊社の株主の皆様には立川ブラインド工業の株主となる事で、弊社を含む立川ブラインドグループ全体の株主として、株主の権利を享受して頂ければと存じ上げます。

※ 8月1日 プレスリリース資料 弊社ホームページご参照 <https://www.fujihensokuki.co.jp/>



② 株式交換比率 弊社株式 1株に対し、立川ブラインド工業の普通株式 0.25株 が割当交付されます

株式交換比率	立川ブラインド工業	1	富士変速機	0.25

③ スケジュール(予定)

本年8月1日	9月27日	10月24日	10月28日
株式交換契約締結	臨時株主総会 開催	弊社上場廃止	株式交換効力発生

※8月16日 基準日

単位: 百万円

《'23.12期 会社概要》	売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産	自己資本比率	年間配当	従業員数
■立川ブラインド工業(連結)	41,305	4,327	2,708	63,142	50,442	72.9%	36円/株	1,289名
■富士変速機	7,144	547	394	12,764	10,770	84.4%	6円/株	227名

2. 目的

これまで以上の営業情報、人的資源等の共有化による迅速且つ効率的な経営による両社の企業価値向上、並びにお客様・お取引先様・従業員等のステークホルダーにとっての価値最大化を目的とします。

3. 見込まれる効果

効果① 減速機事業においては立川ブラインド工業の取引先の全国販売網の活用による販路拡大／駐車場装置事業においては立川ブラインド工業との物件情報を共有化することで、更なるシナジー効果を発揮したいと考えています。

効果② 弊社の上場維持コスト削減、及び迅速な意思決定による経営効率化を図りたいと考えています。

4. 株主／お取引様の皆様へのQ&A

Q1 何故、株式交換のスキームが選択されたのですか？

弊社株式に代わり立川ブラインド工業の株式を保有して頂く事で、立川ブラインドグループ全体の成長や、弊社とのシナジー効果による中長期的な企業価値向上による利益を享受して頂きたいと考えています。又、立川ブラインド工業株式の方が弊社株式より配当や出来高も高く、弊社の少数株主の皆様にとってもメリットのある手段と考えておりますので、立川ブラインド工業株式を継続して保有頂ければと考えています。

Q2 富士変速機の株式は株式交換後どうなるのですか？

単元株をお持ちの株主の皆様には、お手続きなく弊社株式1株に対し立川ブラインド工業の普通株式0.25株が割当交付されます。

株主の皆様におかれましては、10月28日の株式交換の効力発生日の翌日以降、東京証券取引所プライム市場において、株式の売買が可能になります。

尚、弊社株式は、10月24日の上場廃止日の前日である10月23日迄、名古屋証券取引所にてお取引頂けます。

Q3 株式交換比率はどの様に決定されたのですか？

第三者機関による市場株価法・DCF法による算定書や、法務アドバイザーからの助言、及び立川ブラインド工業との間で利害関係を有しない独立した委員から構成された特別委員会からの意見も踏まえ、立川ブラインド工業と交渉し、慎重に協議・検討した結果、弊社の株主の皆様の利益に資する株式交換比率であるとの判断に至りました。

Q4 富士変速機の本年度の中間配当はどうなるのですか？

本年6月30日時点の株主の皆様に対して、1株につき3円の配当をお支払い致します。

Q5 株式交換によって単元未満株式が生じた場合はどうしたら良いですか？

株式交換により1単元(100株)未満の立川ブラインド工業の株式の割当を受ける株主の皆様につきましては、立川ブラインド工業に対し、単元未満株式の買取を請求する事が可能です。

又、保有する単元未満株式と併せて単元株式と成る様、株式の買増しを請求する事も可能です。

Q6 株式交換によって1株に満たない端数が生じた場合はどうしたら良いですか？

株式交換により交付される立川ブラインド工業の普通株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、立川ブラインド工業が、当該株主様に対してこの端数部分に応じた金額をお支払い致します。

詳細は、10月28日 株式交換日以降に、別途ご案内申し上げます。

Q7 株式交換により立川ブラインド工業の株式が交付される際、課税は発生するのでしょうか？

税務上の具体的なご質問等は、税理士などの専門家にご相談下さい。

Q8 立川ブラインド工業には株主優待がある様ですが、何時からその権利が得られますか？

本年12月末の100株以上保有の株主の皆様はその権利が付与されます。

Q9 株式交換に応じたくない場合はどうしたら良いですか？

弊社の臨時株主総会において反対の議決権を行使頂くことができ、一定の要件を満たせば会社法に定める買取請求権を行使することも可能です。

もっとも、お知らせの通り、弊社と致しましては、弊社の株主の皆様にとってもメリットのある株式交換と考えておりますので、是非、立川ブラインド工業の株式を継続して保有頂ければと考えています。

Q10 本件が当期の業績に与える影響はどの程度ですか？

株式交換による弊社の当期業績への影響については、軽微である見込みです。

以上